

特許庁委託事業  
模倣対策マニュアル

インド編

2014年3月



JETRO

## 第8節 ADR（代替的紛争解決）

実務上、知的財産権に関する事件の大部分は、原告に一応有利な事件が存在すると認定された場合は、暫定的救済措置のあった後に当事者間で裁判外の解決がなされている。よって、ほとんどの知的財産紛争では、被告が原告の権利を認め、原告の知的財産の使用を放棄することに同意した場合、両当事者は、和解を結び、それに応じて裁判所から同意判決（consent decree）が言い渡される。

さらに、インド民事訴訟法は1999年に改正されているが、その改正により第89条が追加された。同条には、裁判所は事件解決の見地に納得した場合は、該当する紛争を様々な紛争解決手段に委ねることができることと定められている。この改正後、裁判所（特にデリー高等裁判所）は、代替的な紛争解決制度を利用した解決に適した事案を付託しようとする傾向を示している。

インドでは、裁判所が調停や和解を非常に活発に奨励している。仲裁によって、無関係な人物である仲介人の助けによって、当事者同士の争点に関する話し合いが可能となる。仲介人の役割は、当該の争点についての決定を下すことではなく、両当事者が受け入れられる解決法を見出すことである。

仲裁に関する限り、1996年インド仲裁調停法によって規定されている。当事者は一般的に、仲裁を左右する手続法や実体法の選択、および仲裁手続きを行う場所を決定する契約によって仲裁に合意する。当事者は、契約により自由に、インド国内の仲裁または国際仲裁にしたいかを選べる。

仲裁は、商事紛争または契約紛争を解決するための非常に重要なツールである。仲裁における裁定は、決定的なもので、インドの公共政策に反対するなどの限られた理由でのみ異議申し立てができる<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup>仲裁・調停法の第34条

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インド編

[著者]

Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff &  
Advocates & Solicitors

Trademarks, Copyright and Licensing

Ranjan Negi, Partner  
Prashant Jha, Senior Associate  
Charu Mehta, Principal Associate  
Pallavi Rao, Senior Associate

Patents, Designs and Trade secrets

Dev Robinson, Partner  
Utsav Mukherjee, Associate

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにあることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、法令については仮訳であるため、最終的な確認、照会については原文において行われるようお願いいたします。